

競争参加者の資格に関する公示

令和3・4年度を有効期間とする独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の所掌する工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する工事及びこれらに付帯する工事並びに鉄骨及び鉄けた等の製作をいう。以下同じ。）及び役務（調査、設計、測量等をいう。以下同じ。）についての契約を締結する場合の一般競争（指名競争）参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示する。

令和2年11月2日

独立行政法人
鉄道建設・運輸施設整備支援機構
理事長 北村 隆志

◎調達機関番号 565 ◎所在地番号 14

1 工事種類

工事の工事種類は、次の①から⑮までに掲げるものとする。

- ① 土木：土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、解体工事
- ② 建築：建築一式工事、とび・土工・コンクリート工事、解体工事
- ③ 鉄骨鉄けた：鋼構造物工事、とび・土工・コンクリート工事、解体工事
- ④ 軌道（軌道）：土木一式工事
- ⑤ 軌道（レール溶接他）：土木一式工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、機械器具設置工事
- ⑥ プレストレストコンクリート：土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、解体工事
- ⑦ 電力機器：電気工事
- ⑧ 電力線路：電気工事
- ⑨ 情報制御設備：電気工事、電気通信工事、消防施設工事
- ⑩ 管：管工事、水道施設工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、消防施設工事
- ⑪ 機械：機械器具設置工事、消防施設工事、清掃施設工事
- ⑫ 塗装：塗装工事
- ⑬ 建築付帯：建築一式工事、内装仕上工事、建具工事、ガラス工事、屋根工事、板金工事
- ⑭ 舗装：舗装工事
- ⑮ さく井：さく井工事

〔注〕各工事種類の右に掲げるものは、各工事種類に対応する建設業法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類である。

2 業種区分

役務の業種区分は、次の①から⑩までに掲げるものとする。

- ① 土木設計調査
- ② 建築設計調査
- ③ 電気設計調査
- ④ 機械設計調査
- ⑤ 用地測量調査
- ⑥ 測量
- ⑦ 地質調査
- ⑧ 環境調査
- ⑨ 財産整理
- ⑩ 電波障害調査

3 申請の時期及び場所

- (1) 定期の一般競争（指名競争）参加資格の審査にあつては、工事の申請者はインタ

インターネットの使用により、令和2年12月1日から令和3年1月15日までの間に、次のホームページアドレスへアクセスすることにより、申請用データを送信するものとする。

<https://www.pqr.mlit.go.jp/>

また、役務の申請者はインターネットの使用により、令和2年12月1日から令和3年1月15日までの間に、次のホームページアドレスへアクセスすることにより、申請用データを送信するものとする。

<https://www.pqrc.mlit.go.jp>

ただし、9(4)①から⑥に掲げる場合の申請及び9(5)に掲げる場合の申請については、令和2年12月1日から令和3年1月15日まで(当日消印有効)の間に、次の提出場所に郵送(書留郵便に限る。以下同じ。)するものとする。

提出場所

〒231-8315 神奈川県横浜市中区本町6-50-1(横浜アイランドタワー)

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 事業監理部工事契約監理課

(電話 045-222-9041)

- (2) 随時の一般競争(指名競争)参加資格の審査にあつては、令和3年3月1日以降随時に、(1)に掲げる提出場所において郵送により申請を受け付ける。

4 申請の方法

(1) 申請書の入手方法

- ① 郵送による申請者は、次のホームページアドレスへアクセスして「一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設工事)」又は「一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等)」(以下「申請書」という。)を、取得するものとする。

<https://www.jrtt.go.jp/procurement/qualification/resistration.html>

- ② インターネットの使用による申請者は、3(1)に掲げるホームページアドレスへのアクセスにより、令和2年11月2日から令和2年12月28日までの間にパスワードを請求し、入手したパスワードを用いて令和2年11月2日から令和3年1月15日までの間に得るものとする。

(2) 申請書の提出方法

申請者は、郵送により申請書を提出するときは、申請書に必要な書類を添付して行うものとする。この場合において、申請書及び添付書類(以下「申請書等」という。)の提出部数は各1部とする。

インターネットの使用による申請者は、3(1)に掲げるホームページアドレスへアクセスし、(1)②により入手したパスワードを用いて作成した申請用データを送信するものとする。

(3) 申請書等の作成に用いる言語等

- ① 申請書等は、日本語で作成するものとする。
② 申請書等中の金額については、外国貨幣額にあつては、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条の外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載するものとする。

5 競争に参加する者に必要な資格

(工事)

次の①から⑥までに掲げる者でないこと。

- ① 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程(平成15年10月機

構規程第 78 号。以下「契約事務規程」という。)第 4 条に該当する者

- ② 契約事務規程第 5 条第 1 項に該当すると認められる者で、その事実があった後 2 年を経過しない者
- ③ 契約事務規程第 5 条第 3 項に該当すると認められる者
- ④ 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）若しくは添付書類又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- ⑤ 建設業法第 3 条の規定による許可及び同法第 27 条の 23 第 2 項に規定する経営事項審査を受けていない者
- ⑥ 経常建設共同企業体で、その構成員に①から⑤までに該当する者を含む者（役務）

次の①から⑤までに該当する者でないもの。

- ① 契約事務規程第 4 条に該当する者
- ② 契約事務規程第 5 条第 1 項に該当すると認められる者で、その事実があった後 2 年を経過しない者
- ③ 契約事務規程第 5 条第 3 項に該当すると認められる者
- ④ 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）若しくは添付書類又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- ⑤ 営業に関し法律上必要な資格を有しない者

6 競争参加者の資格審査

（工事）

5 に定める資格を有しない者については、一般競争（指名競争）参加資格がないと認定する。

前者以外の者については、(1)に掲げる客観的事項の項目及び(2)に掲げる主観的事項の項目について総合点数を付与し、希望工事種類ごとに、総合点数の高点順（同点の場合は、年間平均完成工事高の順）に配列し、等級の区分を設けている工事種類については高点順に等級及び順位を付して一般競争（指名競争）参加資格があると認定し、等級の区分を設けていない工事種類については当該工事種類における順位を付して一般競争（指名競争）参加資格があると認定する。

(1) 客観的事項

- ① 一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請をする日の直前に受けた経営事項審査の告示（平成 20 年国土交通省告示第 85 号をいう。以下同じ。）第一の一の 1 に規定する当期事業年度開始日の直前 2 年又は 3 年の各事業年度の希望工事種類ごとの年間平均完成工事高
- ② 経営事項審査の告示第一の一の 2 に規定する審査基準日において建設業に従事する職員で経営事項審査の告示第一の三の 1（一）から（五）までに掲げる者の希望工事種類ごとの数
- ③ 経営事項審査の告示第一の三の 2 に規定する当期事業年度開始日の直前 2 年又は直前 3 年の各事業年度における発注者から直接請け負った建設工事に係る完成工事高（以下「元請完成工事高」という。）について算定した希望工事種類の種類別年間平均元請完成工事高
- ④ 経営事項審査の告示第一の一の 2 及び 3、二並びに四に規定する項目

(2) 主観的事項

- ① 経営事項審査の告示第一の三の 2 に規定する当期事業年度開始日の直前 2 年

又は直前3年の各事業年度における当機構並びに鉄道事業者及び軌道経営者の発注に係る希望工事種類ごとの年間平均鉄道完成工事高

- ② 当機構発注の工事で、競争参加資格審査をする年度の直前の2年度に完成した希望工事種類ごとの工事成績

(役務)

5に定める資格を有しない者については、一般競争(指名競争)参加資格がないと認定する。

前者以外の者については、(1)から(4)までに掲げる項目について総合点数を付与し、希望業種区分(一般競争(指名競争)参加資格の審査の申請に係る一般競争(指名競争)に参加を希望する業種区分をいう。以下同じ。)ごとに、総合点数の高点順に配列し、当該業種区分における順位を付して一般競争(指名競争)参加資格があると認定する。

- (1) 申請しようとする日の直前の事業年度の終了日(以下「審査基準日」という。)の直前2年の各事業年度の希望業種区分ごとの年間平均実績高
- (2) 審査基準日の直前の事業年度の決算における自己資本額
- (3) 審査基準日における業種区分ごとの有資格者の数
- (4) 審査基準日までの営業年数

7 資格審査結果の通知

競争参加資格があると認定された場合は、次の当機構のホームページに「有資格業者名簿」を公表することにより通知に代える。

<https://www.jrtt.go.jp/procurement/qualification/list.html>

8 資格の有効期間

資格認定の日から令和5年3月31日までとする。

9 その他

- (1) 特定建設工事共同企業体又は設計共同体としての競争参加者の資格
特定建設工事共同企業体又は設計共同体としての競争参加者の資格を得ようとする者の申請方法等については、特定建設工事共同企業体により競争を行わせる工事又は設計共同体により参加表明できる役務ごとに別に公示する。
- (2) 会社更生法に基づく更生手続開始の決定、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取扱い
一般競争(指名競争)参加資格があるとの認定を受けている者であって、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の決定を受けた者は、理事長が定める手続により再度の一般競争(指名競争)参加資格の審査の申請を行うことができる。
- (3) 合併等により新たに設立された会社等の取扱い
合併等により新たに設立された会社等とは、次の①から⑤までに掲げる会社等をいい、理事長が定める手続により再度の一般競争(指名競争)参加資格の審査の申請を行うことができる。ただし、建設工事の当該申請を行うことができる者は、合併等後の経営事項審査を受けている者に限る。
- ① 合併により新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併により、その一方が存続した場合における存続会社
- ② 親会社とその営業の一部を独立させるため新たに子会社を設立し、子会社が親

会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社

- ③ 新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社
- ④ 既存の業者が他の業者から営業の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した業者の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた業者
- ⑤ 営業の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社

(4) 次の各号に掲げる場合の工事の申請については、郵送に限るものとする。

- ① 申請者が経常建設共同企業体である場合。
- ② 申請者が事業協同組合である場合において、総合点数の算定方法に関する特例の適用を希望するとき。
- ③ 申請者が協業組合・企業組合である場合において一定の組合員に関する書類を提出するとき。
- ④ 申請者が(3)に掲げる合併等により新たに設立された会社等で、新たに申請を行う場合（合併等の後、既に再認定を受けている場合は除く。）。
- ⑤ 申請者が会社更生法に基づく更生手続開始決定又は民事再生法に基づく再生手続開始決定を受けたものである場合において、(2)に掲げる再度の認定を受けていないとき。
- ⑥ 申請者がグループ経営事項審査又は持株会社化経営事項審査を受けている場合。

(5) 次に掲げる場合の役務の申請については、郵送に限るものとする。

申請者が会社更生法に基づく更生手続開始決定又は民事再生法に基づく再生手続開始決定を受けた者である場合において、(2)に掲げる再度の認定を受けていないとき。